

生活文化局計量検定所アシスタント職募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	生活文化局アシスタント職員（一般業務）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号
任用期間	令和 7 年 8 月 5 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、任用期間以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	① 生活文化局計量検定所検定課検定担当 （江東区新砂 3-3-41） ② 生活文化局計量検定所検定課タクシーメーター担当 （港区港南 5-1-26） ③ 生活文化局計量検定所検定課深川タクシーメーター担当 （江東区千石 1-5-7） ④ 生活文化局計量検定所検定課多摩検定担当 （立川市柴崎町 6-8-13） ⑤ 上記の勤務職場に基づく検定先 主たる職場は④ですが、 職場の状況により任用期間中に勤務職場が変更になる場合があります。
職務内容	・計量法に基づく検定、装置検査及び基準器検査並びに受託検査の業務補助 ・災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行うものとする。
募集人員	1 名
応募資格・求められる能力	・計量士の資格を有していることが望ましい。 ・計量法に関する知識を有し事業者等に適切丁寧に助言・指導ができる。 ・協調性があり、健康で明るく朗らかに何事にも前向きに取り組むことができ、業務に対し責任感がある。 ・服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる。 ・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行できる。
勤務日数	月 8 日（土日、祝日を除く。）
勤務時間	8 時 00 分から 16 時 45 分まで 原則、所定勤務時間を超える勤務はなし。
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇（※）、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間

	(無給) 育児時間、生理休暇、育児休業(※)、部分休業(※) ※ 一定の要件を満たす場合
報酬額	・ 時間額 1, 230 円 ・ 通勤手当相当額を別途支給 (上限 2,600 円/日) ・ 公務により出張した場合には、規定により旅費を支給する。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等への加入なし ※ 他部署との任用と合算・通算して加入要件を満たす場合あり
応募方法等	(応募方法) 別添の「会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、写真(3 か月以内に撮影したもの)を貼付の上、下記の問い合わせ先まで、返信用封筒(110 円切手貼付)と共に、持参または郵送してください。 ※ 申込書類は、選考又は採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。なお、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。 【応募期限】令和 7 年 7 月 2 日(水)まで ※必着 (持参の場合は、土日祝日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで)
選考方法	書類選考及び面接 合否については、郵送等により通知します。 (面接選考の対象者には、面接日時等を通知します。) ※選考過程及び結果に関する問い合わせに応じません。
問い合わせ	〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-41 東京都計量検定所検定課検定担当 電話 03-5617-6631 お問い合わせの受付時間は、応募期間のうち、土日祝日を除く、9 時 00 分から 16 時 00 分までです。